

令和6年8月1日

株式会社藤本設備 行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和6年8月1日～令和9年7月31日までの3年間

2 内容

目標1：将来的に「育児休業取得率100%」及び「1か月以上の育休取得」を目指し、育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業などについて全従業員に周知する。

〈対策〉

令和6年8月～ 制度に関するチラシを作成し、全従業員に周知する。

目標2：子の看護休暇について、対象となる子の範囲を小学校3年生まで拡大、また子の行事参加等の場合も取得可能とするなど、利用しやすいようにする。

〈対策〉

令和6年8月～ 就業規則等の見直しを行い、全従業員に周知する。